

岩手県規則第59号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）						別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）								
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考	
			副局長	部長	部に置く室の長					センター所長	副局長	部長		部に置く室の長
[略]						[略]								
47 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事務	[略]					[略]	47 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事務	[略]	第15条第1項 配偶者支援金の支給		○	○	○	[略]
48 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年岩手県規則第55号）の施行に関する事務	[略]					[略]	48 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年岩手県規則第55号）の施行に関する事務	[略]						[略]
[略]						[略]								
62 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務	第13条（第32条第1項（附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合及附則第3条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け	[略]			[略]	62 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務	第13条（附則第3条第1項においてその例によることとされる場合を含む。） 第31条の6第1項から第3項まで及び第32条第1項及び第2項（附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け	[略]				[略]
	[略]					[略]		第30条第2項、第31条の9第2項及び第35条第2項	[略]					
	第31条	母子家庭自立支援給付金の支給	[略]			[略]		第31条（第31条の10において準用する場合を含む。）	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給	[略]				
							第31条の2（第31条の10において準用する場合を含む。）	不正利得の徴収		○	○	○		
							第31条の5第1項、	母子家庭の		○	○	○		

63 母子及び寡婦福祉法 施行令（昭和39年政令 第224号）の施行に関 する事務	第8条第5項（第37 条第2項において準 用する場合を含む。 ）	[略]		[略]	
	第11条（第38条にお いて準用する場合を 含む。）	[略]			
	第12条及び第13条（ 第38条においてこれ らの規定を準用する 場合を含む。）	[略]			
	第16条（第38条にお いて準用する場合を 含む。）	一時償還の 請求（母子 福祉団体に 係るものを 除く。）	[略]		
	第17条（第38条にお いて準用する場合を 含む。）	違約金の徴 収（母子福 祉団体に係 るものを除 く。）	[略]		
第19条第1項（第38 条において準用する 場合を含む。）	償還金の支 払猶予（母 子福祉団 体に係るもの を除く。）	[略]			
64 母子及び寡婦福祉法 施行細則（昭和41年岩 手県規則第9号）の施 行に関する事務	第8条（第44条にお いて準用する場合を 含む。）	借用書の受 理（母子福 祉団体に係 るものを除 く。）	[略]	[略]	
	[略]				
	第12条第2項（第44 条において準用する 場合を含む。）	償還期限又 は償還方法 の変更の承 認（母子福 祉団体に係 るものを除 く。）	[略]		
第17条第1項及び第 23条（第44条にお いてこれらの規定を準 用する場合を含む。 ）	届出の受理 （母子福祉 団体に係る ものを除く 。）	[略]			
[略]					

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		

						第31条の11第1項及 び第35条の2第1項 支援	母等の生活 向上に係る				
63 母子及び父子並びに 寡婦福祉法施行令（昭 和39年政令第224号） の施行に関する事務	第8条第5項、第31 条の6第5項及び第 37条第5項	[略]		[略]							
	第11条（第31条の7 及び第38条において 準用する場合を含む 。）	[略]									
	第12条及び第13条（ 第31条の7及び第38 条においてこれらの 規定を準用する場合 を含む。）	[略]									
	第16条（第31条の7 及び第38条において 準用する場合を含む 。）	一時償還の 請求（母子 福祉団体に 係るものを 除く。）	[略]								
	第17条（第31条の7 及び第38条において 準用する場合を含む 。）	違約金の徴 収（母子・ 父子福祉団 体に係るもの を除く。）	[略]								
第19条第1項（第31 条の7及び第38条に おいて準用する場合 を含む。）	償還金の支 払猶予（母 子・父子福 祉団体に係 るものを除 く。）	[略]									
64 母子及び父子並びに 寡婦福祉法施行細則（ 昭和41年岩手県規則第 9号）の施行に関する 事務	第8条（第44条にお いて準用する場合を 含む。）	借用書の受 理（母子・ 父子福祉団 体に係るもの を除く。）	[略]	[略]							
	[略]										
	第12条第2項（第44 条において準用する 場合を含む。）	償還期限又 は償還方法 の変更の承 認（母子・ 父子福祉団 体に係るもの を除く。）	[略]								
第17条第1項及び第 23条（第44条にお いてこれらの規定を準 用する場合を含む。 ）	届出の受理 （母子・父 子福祉団 体に係るもの を除く。）	[略]									
[略]											

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		

60 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	<u>第23条第1項</u>	[略]
	<u>第24条</u>	[略]
	[略]	
[略]		

60 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	<u>第22条第1項</u>	[略]
	<u>第23条</u>	[略]
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。